

■労働関係指標

完全失業率	6月の完全失業率(季節調整値) 3.4% (前月差0.1ポイント上昇)	有効求人倍率	有効求人倍率(季節調整値) 1.19倍 (前月と同水準)
就業者数 (季節調整値)	6,391万人 2か月連続の増加(前月差34万人増)	定期給与	現金給与総額(原数値) 425,201円 (前年同月比2.5%減)

Topics 今月からマイナンバーの通知が始まります

本紙でも特集を続けている、平成28年1月より施行されるマイナンバー制度ですが、今月からマイナンバー通知カードの郵送が始まります。

今回はマイナンバー制度開始に向けて、社内の運用体制のチェックリストや通知・取得方法、アーク&パートナーズのマイナンバー取り扱いについてご紹介致します。

1. マイナンバー運用体制チェックリスト

マイナンバーは取得から廃棄までの段階で厳格な安全管理措置を講ずる必要があります。以下のチェックリストを参考に、1つずつ会社の運用体制を整備していきましょう。

	確認事項	チェック欄
社内体制の整備	導入に向けての課題抽出や、マイナンバー収集対象者の洗い出し。	
従業員対応	従業員に対するマイナンバー通知方法や、利用目的に関するアナウンスの実施。	
方針等	特定個人情報の取り扱いに関する基本方針、取扱規程の作成や、制度に伴う就業規則の改訂。	
安全管理措置	特定個人情報を取り扱う事務の範囲や取扱担当者、取扱区域等の決定。 また、マイナンバーの取得から廃棄までの各過程における取扱ルールの決定。	
社内システム	システム面のセキュリティ対策等の、技術的な安全管理対策の実施。	
委託先	委託先への監督方法や、委託先の安全管理対策の方法等についての確認。 また、委託契約書の再締結または特定個人情報の取扱に関する覚書の締結。	
管理および廃棄	情報が漏えいしないような保管方法や廃棄方法の決定。	

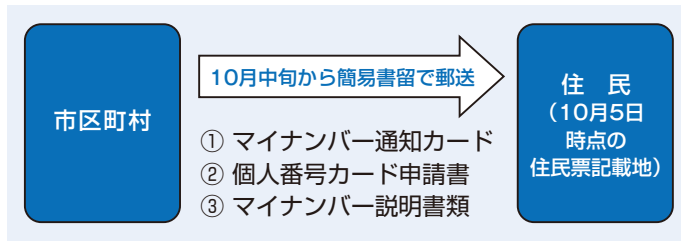
利用目的通知や取扱規程のサンプルはご用意しておりますので、必要な方は弊社担当までご連絡をお願いいたします。

2. 通知・取得方法について

続いては市区町村からのマイナンバーの通知方法と、会社からマイナンバーを取得する方法について説明致します。

1. マイナンバーの通知

- (1)対象者は、10月5日時点で住民票に記載されている住民です。
- (2)10月中旬から11月にかけて順次、市区町村から住民票の住所に簡易書留で郵送されます。
- (3)郵送物の中身は、マイナンバー通知カード、個人番号カード申請書、マイナンバー説明書類の3点です。



2. マイナンバーの取得

- (1)利用目的を本人に通知又は公表しなければなりません。
 - ・マイナンバーを利用できる事務については、番号法によって限定的に定められています。会社独自で利用目的を追加することはできません。
 - ・利用目的を通知又は公表すればよく、同意を取得する必要はありません。
 - ・マイナンバーの利用目的は包括的に明示してください。利用目的を変更することなく利用できます。
- (2)番号確認と身元確認が必要です。確認は原則として次のいずれかの方法で行います。
 - ①個人番号カード（番号確認と身元確認）
 - ②通知カード（番号確認）+運転免許証など（身元確認）
 - ③個人番号の記載された住民票の写しなど（番号確認）+運転免許証など（身元確認）
- (3)扶養家族のマイナンバーを取得する際、扶養家族の本人確認を実施する必要があります。
 - ・扶養家族のマイナンバーの確認は、マイナンバーの提供が誰に義務付けられているかで異なります。

※扶養控除申告書の提出義務者は従業員→従業員が扶養家族の本人確認を行う
※国民年金第3号被保険者届の提出義務者は配偶者→会社が扶養家族（配偶者）の本人確認を行う

編集後記《神無月》 備えあれば憂いなし!!

今年は川の氾濫や火山の噴火など日本では様々な自然災害が起きました。特に台風は毎年平均で25、6個発生するそうなのですが、皆様は台風の名前のつけ方をご存知でしょうか。実は、勢力や危険度は関係なく、東アジア14ヶ国で構成された台風委員会が名前を決定しています。この14ヶ国は、日本、中国、アメリカ、韓国、タイ、

3. アーク&パートナーズのマイナンバー取り扱いについて

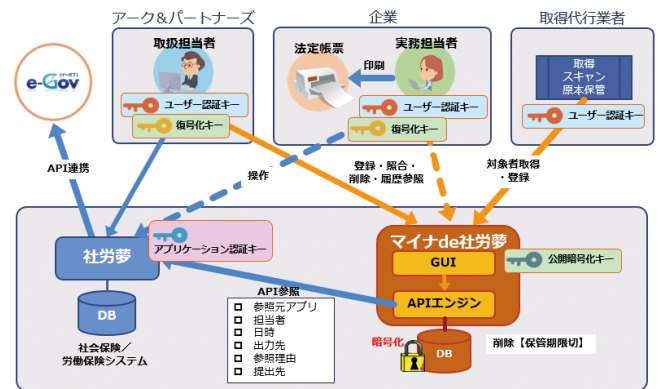
弊社はマイナンバーに対して、以下のような厳重な管理体制を敷いて対応致します。

1. 基本方針

- (1)マイナンバー管理は、既存の業務システムとは独立したクラウドによるマイナンバー管理システム（マイナ de 社労夢 ※1）によって行い、社会保険手続等の必要時のみマイナンバーを利用します。
また、ライセンスを購入して頂くことで、会社のマイナンバー管理システムとしても利用可能です。
- (2)マイナンバーの取扱いについては役割を限定し、業務担当者とは別にマイナンバー管理を行います。
- (3)個人情報 を適正に取扱う体制等が整備されていることの第三者機関の認定を、これまでのSRP認証（社会保険労務士個人情報保護認証制度）に加えてプライバシーマーク「JIS Q 15001 個人情報保護マネジメントシステム一要求事項」を取得します。（平成27年度内取得見込）

※1 株式会社エムケイシステム（東京証券取引所 JASDAQ 上場）が管理するシステム

2. システムの全体像



3. 具体的な取扱い方法

- (1)取得について
マイナンバー連絡専用のファックスと電子メールアドレスを用意し、社員情報とは分けて管理を致します。
- (2)利用・提供について
必要な書類作成時のみ既存の業務システムがマイナンバー管理システムを参照して利用することで、目的外利用を発生させません。
- (3)廃棄について
退職や扶養削除後、定期的にマイナンバーを廃棄または管理システムから削除することで、必要以上の保管は致しません。

フィリピンなど、主に東アジアの国々が中心であり、本部は台風の被害で有名なフィリピンのマニラになります。ちなみに、2015年に発生した台風1号の名前はメーカラー、タイ語で「雷の天使」という意味です。人事労務においてはしばらくマイナンバー制度が台風の目となりそうですが、大きな被害につながる前にしっかりとした予防対策が必要ですね。（知）



Facebook 始めました★ いいね! お待ちしています♪
<https://www.facebook.com/arcandpartners>



ホームページリニューアルしました。
ぜひご覧ください。

<http://www.arcandpartners.com/>

社労士法人アーク&パートナーズ 検索